



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第12号

目次

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

教育委員会事項

- ◎佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則 (規則・一) 一
- ◎佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則 (" ・二) 三
- ◎佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則及び付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (" ・三) 四
- ◎佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (" ・四) 四
- ◎学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (" ・五) 五
- ◎佐賀県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則 (" ・六) 五
- ◎佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (" ・七) 九
- ◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (" ・八) 九
- ◎佐賀県英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (" ・九) 一〇
- ◎佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則を廃止する規則 (" ・一〇) 一四
- ◎教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部改正 (訓令甲・三) 一五
- ◎佐賀県教育委員会公印規程の一部改正 (" ・四) 一五
- ◎佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程の一部改正 (" ・五) 一五
- ◎教育庁専決規程の一部改正 (" ・六) 一六

○ 教育委員会事項

佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二郎

●佐賀県教育委員会規則第一号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例(平成十六年佐賀県条例第十四号。以下「条例」という。)第六条及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則(平成十四年佐賀県規則第十八号)の規定により、佐賀県立佐賀城本丸歴史館(以下「歴史館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 歴史館に次の課を置く。

総務課

企画学芸課

(分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 人事、庶務及び会計に関すること。
 - 二 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
 - 三 公印の管守に関すること。
 - 四 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
 - 五 その他企画学芸課の所管に属しない事務に関すること。
- 企画学芸課
- 一 各種事業の企画調整に関すること。
 - 二 広報広聴、情報発信及び誘客に関すること。
 - 三 県民協働に関すること。

四 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会に関する事。

五 歴史館資料の収集、保存及び展示に関する事。

六 歴史館資料の利用に対する説明、助言及び指導に関する事。

七 歴史館資料の調査及び研究に関する事。

八 歴史館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関する事。

九 歴史館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催援助に関する事。

十 他の博物館、美術館その他関係機関、団体等との情報の交換及び資料の相互貸借に関する事。

十一 他の教育機関等との協力及び援助に関する事。

十二 その他歴史館の事業についての専門的事項に関する事。

(職制)

第四条 歴史館に館長及び副館長を置く。

2 館長は、非常勤とすることができる。

3 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。

5 副館長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後援を受けなければならない。

第五条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

3 館長及び副館長がともに不在のときは、企画学芸課長がその職務を代行する。

4 企画学芸課長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後援を受けなければならない。

第六条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条 前二条に定めるもののほか、歴史館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、歴史館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(文書)

第八条 文書事務については、佐賀県教育庁文書規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十一号)を準用する。

(館長の専決事項)

第九条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関する事。

二 職員の旅行を命令すること。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関する事。

四 職員の週休日の振替及び休日の代休日の指定に関する事。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事。

六 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報開示の決定等に関する事。

七 条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する者の観覧料の免除に関する事。

八 その他軽易な事項に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、副館長は、館長が非常勤の場合には、前項各号に掲げる事務について専決処理することができる。この場合において、前項

中「職員の一」とあるのは「職員(館長を除く。の一)」とする。

(正規の勤務時間以外の管理)

第十条 館長は、正規の勤務時間以外の時間における歴史館の施設設備の管理のため、その業務の一部を職員以外の者に委託することができる。

(警備防災の計画)

第十一条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(施設の使用)

第十二条 館長は、歴史館の業務に支障のない範囲内において、施設を歴史館の業務に係る行事等のために使用させることができる。

(開館時間)

第十三条 歴史館の開館時間は、午前九時三十分から午後六時までとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第十四条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

一 一月一日から一月三日までの日

二 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日にかかる場合は、その翌日)

三 十二月二十九日から十二月三十一日までの日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(観覧券の交付)

第十五条 条例第四条第一項ただし書の規定により観覧料を納付した者には、領収書に代えて観覧券を交付する。

(入館の制限)

第十六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又

は退館させることができる。

一 秩序を乱すおそれがあると認める者

二 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

三 その他館長が管理上適当でないと認める者

(弁償)

第十七条 入館者又は使用者が資料又は設備を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(補則)

第十八条 この規則に定めるもののほか、歴史館の管理に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条から第十七条までの規定は、平成十六年八月一日から施行する。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則

(会議)

第一条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会(以下「協議会」という。)の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、年二回招集する。

3 臨時会議は、前項の定例会議のほか、必要がある場合に招集する。

(会議の招集)

第二条 会議は、館長が招集する。

(委員長及び副委員長)

第三条 協議会は、委員の中から委員長、副委員長各一名を選挙しなければならない。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則及び付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則及び付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「生涯学習審議会の委員」を削り、「名護屋城博物館協議会の委員」の下に「佐賀城本丸歴史館協議会の委員」を加える。

(付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

第二条 付属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例」を

「佐賀県特別職の職員及び教育長の給料等に関する条例」に改める。

別表中

図書館協議会の委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
生涯学習審議会の委員	一〇、二〇〇円	行政職八級

を

図書館協議会の委員

一〇、二〇〇円

行政職八級

に、

名護屋城博物館協議会の委員

一〇、二〇〇円

行政職八級

を

名護屋城博物館協議会の委員

一〇、二〇〇円

行政職八級

に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第四号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

第三条の総務課の分掌事務中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、

同条の学校教育課の分掌事務中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同

条の生涯学習課の分掌事務の第十一号を次のように改める。

十一 佐賀県少年自然の家に関する事

第三条の生涯学習課の課名を次のように改める。

社会教育課

第三条の文化課の分掌事務の第六号を次のように改める。

六 佐賀県立宇宙科学館に関する事

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第五条の二第一項中「全国高校総体準備室」を「全国高校総体推進室」に改める。

める。

第七条第三項中「主務課の課長」を「当該事務を担当する課長」に改める。

第十条の表の社会教育主幹の項中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 課及び室に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、課又は室の分掌事務の一部を処理する。

第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二 第七条、第七条の二、第七条の四及び前条に定める者のほか、

教育庁に参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、教育庁の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部改正)

2 佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則(平成七年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第五号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県

教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年

佐賀県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表の事務職員の項、技術職員の項及び社会教育主事の項中「専門員」を

「主幹」に改める。

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年佐賀県教

育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の事務職員の項、技術職員の項及び社会教育主事の項中「専門員」を

「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県立図書館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の資料課の分掌事務のト中「委託」を「寄託」に改め、同課の分掌事務のチ及びリを次のように改める。

チ 古文書、郷土資料及び行政資料の調査、収集、閲覧及び研究に関すること。

リ 読書に関する相談並びに参考資料の紹介及び提供に関すること(古文書、郷土資料及び行政資料に係るものに限る。)

第三条の普及課の分掌事務のハを次のように改める。

ハ 読書に関する相談並びに参考資料の紹介及び提供に関すること(資料課の所掌事務に係るものを除く。)

第三条の普及課の分掌事務中へをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 図書館職員の研修に関すること。

第三条の普及課の分掌事務のハの次に次のように加える。

ニ 図書館資料の複写に関すること。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の二第二項中「係」を「課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三 第六条及び第七条に定めるもののほか、図書館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、図書館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項中「(館長を除く。)」を削り、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る。)

六 前号に規定する特別休暇を除く特別休暇(引き続き三日以内の場合を除く。)

第十一条第二項を削る。

第十一条の二中「(館長を除く。)」を削る。

第十二条ただし書を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(警備防災の計画)

第十四条の二 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、教育

長に報告しなければならない。

第十六条の表の閲覧室の項中「土曜日及び日曜日」を「日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)&及び十二月二十九日」に、同表の新聞閲覧

室の項中「土曜日及び日曜日」を「日曜日、休日及び十二月二十九日」に改める。

第十七条各号を次のように改める。

一 一月一日から一月三日まで

二 月曜日

三 特別整理期間

四 十二月三十日及び三十一日

第十七条第二項中「臨時に」の下に「開館し、又は」を加える。

(佐賀県総合運動場の管理に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県総合運動場の管理に関する規則(昭和四十四年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表の期間の欄中「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改める。

(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県教育センターの管理に関する規則(昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前二条に定める者のほか、教育センターに課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、教育センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第十一条第一項中「(所長を除く。)」を削り、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る。)

六 前号に規定する特別休暇を除く特別休暇(引き続き三日以内の場合を除く。)

第十一条第二項を削る。

第十一条の二中「(所長を除く。)」を削る。

第十二条ただし書を削る。

(佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則(昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前二条に定める者のほか、陶磁文化館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、陶磁文化館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第十条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る。)

六 前号に規定する特別休暇を除く特別休暇(引き続き三日以内の場合を除く。)

第十条第二項を削る。

第十条の二中「(館長を除く。)」を削る。

第十一条ただし書を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

(観覧料の免除)

第十六条の二 条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する観覧料の免除の決定は、館長が行う。

第十七条中「午後四時三十分」を「午後五時」に改める。

第十八条第一項第一号中「一月四日」を「一月三日」に改め、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第五条 佐賀県立博物館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前二条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、博物館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条第二号ただし書を削り、同条第三号及び第四号中「(館長を除く。)」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和五十八年佐賀県条例第七号)第三条第二項第一号及び第二号に規定する者の観覧料の免除並びに同条例第七条に規定する施設使用料の減免に関すること。

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第六条 佐賀県立美術館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前二条に定める者のほか、美術館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、美術館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条第二号ただし書を削り、同条第三号及び第四号中「(館長を除く。)」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和五十八年佐賀県条例第七号)第三条第二項第一号及び第二号に規定する者の観覧料の免除並びに同条例第七条に規定する施設使用料の減免に関すること。

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部改正)

第七条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一月四日」を「一月三日」に改め、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。
様式第一号中「~~図室~~」を「~~図室~~」に改める。

(佐賀県総合体育館の管理に関する規則の一部改正)

第八条 佐賀県総合体育館の管理に関する規則(昭和六十一年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一月四日」を「一月三日」に改め、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。
(市村記念体育館の管理に関する規則の一部改正)

第九条 市村記念体育館の管理に関する規則（昭和六十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一月四日」を「一月三日」に改め、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

（佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正）

第十条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前二条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、博物館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条第二号ただし書を削り、同条第三号及び第四号中「（館長を除く。）」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 条例第五条第二項第一号及び第二号に規定する者の観覧料の免除並びに条例第九条に規定する施設使用料の減免に関すること。

第十四条第一項第一号中「一月四日」を「一月三日」に、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

別表第一の注の1及び2中「別表第2」を「別表第1」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

和五十年佐賀県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 独立行政法人日本学生支援機構の学資金又は地方公共団体その他特別に定める公共的団体の奨学金の貸与を受けている者は、修学奨励金の貸付けを受けることができない。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第八号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成二年佐賀県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法（昭和二

十二年法律第二十六号) 第二条第二項に規定する国立学校をいう。) 又は公立学校」に改める。

様式第二号中「国立又は公立の学校であつて」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県育英資金貸与条例施行規則(平成十四年佐賀県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「国立又は公立の」を「地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する」に改め、同項第二号中「国立又は公立の」を「国、地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する」に改め、同項第三号中「国立及び公立の高等専門学校又は」を「地方公共団体及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は地方公共団体及び国立大学法人が設置する」に改め、同条第二項中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

様式第一号を次のように改める。